

資料7-1

郵便約款の変更の認可について

(諮詢第1030号)

# 郵便約款の変更の認可申請の概要及び審査結果

平成 21 年 1 月 2 日  
総務省

# 1 郵便約款の認可申請の概要

## 1 認可申請の趣旨

現行の万国郵便条約は、平成16年にブカレスト（ルーマニア）で開催された万国郵便連合の大会議において作成され、平成18年1月1日に効力を生じたものであるが、昨年7月23日から8月12日にかけてジュネーブ（スイス）で開催された大会議において、国際郵便業務全般につき見直しが行われ、現行の条約に代わるべき新たな条約が採択され、本年11月30日、臨時国会において承認された。また、条約の改正に伴い、通常郵便に関する施行規則及び小包郵便に関する施行規則も大会議の付託を受け郵便業務理事会で改正されており、国際郵便役務の円滑な遂行のため、国際郵便約款の関係規定を改正する必要があるもの。

また、新たな条約の発効に伴う改正以外の規定整備についても、今回の改正に併せて行うもの。

## 2 認可申請の内容

### (1) 利便性向上に関するもの

- ・ 小包郵便物について、差出人と受取人の間で交換される私的文書の包有を可能とする。また、差出人と受取人以外の者の間で交換される「記録文書」の包有を可能とする。(約款第35条等)
- ・ 配達不能理由が示されずに外国から返送された書留及び保険付とした通常郵便物について、料金返還の対象とする。(約款第49条)

- ・ 郵便物の未着等に伴う2回目の調査受理後、30日以内に名あて事業体から回答を得られなかった場合は、当該事業体に代わって差出人に損害賠償を行うことを可能とする。(約款第109条)

#### (2) 差出条件に関するもの

- ・ 国際郵便の禁制品として、①「偽造又は海賊版の物品」及び②「不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬（不活性の擲弾、砲弾等を含む。）並びにこれらの模造品」を追加する。(約款第10条等)
- ・ 伝染性物質の包装条件等を変更する。(約款第102条) 等

#### (3) その他規定整備等

- ・ 約款で使用する「郵政庁」の用語を「指定された事業体」に変更する。(約款第3条等)
- ・ 未着等の調査請求の対象から記録扱いとする郵便物以外の郵便物を除外する。(約款第87条)
- ・ 電子マネーによる料金支払に関する取扱いを内国郵便約款との並びで規定する。(約款第47条の2)等

### 3 実施予定日

平成22年1月1日（金）（新たな万国郵便条約等の発効する日）

## 2 審査結果

申請された郵便約款（国際郵便約款）の変更認可に係る審査結果は別記のとおりであり、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号。以下「法」という。）第 68 条第 2 項各号及び郵便法施行規則（平成 15 年総務省令第 5 号。以下「施行規則」という。）第 26 条に規定する審査基準に適合したものと認められることから、これを認可することが適当である。

審査基準	審査結果	理 由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <p>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</p> <p>二 実施予定期日</p> <p>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</p>	適	郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p> <p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>		
	—	従前と同様の取扱いであり、変更はない。

□ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項	適	<p>変更申請の内容のうち、郵便物の引受けに関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「偽造又は海賊版の物品」等の国際郵便の禁制品とすること、</li> <li>○小包郵便物への私的文書の包有を可能とすること</li> <li>○伝染性物質の差出条件を変更すること</li> </ul> <p>について、郵便物の配達、転送及び還付に関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのある内容品を棄却することがあること</li> <li>○保管期間が経過した外国来郵便物を差出人へ返送すること</li> <li>○本邦差立前の外国あて郵便物についても返還の対象とすること</li> </ul> <p>について明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適當であると認められる。</p>
ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項	適	<p>変更申請の内容のうち、郵便に関する料金の收受に関しては、配達不能理由が示されずに返送された書留及び保険付とした通常郵便物を料金返還の対象とすること並びに電子マネーによる国際郵便物の料金支払を可能とすることについて明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適當であると認められる。</p>
ニ その他会社の責任に関する事項	適	<p>変更申請の内容のうち、その他会社の責任に関しては、小包、書留及び保険付以外の郵便物（無記録郵便物）を調査請求の対象から除外すること及び再度の調査請求を受理した場合の差出側の指定された事業体による損害賠償請求権を認めることについて明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適當であると認められる。</p>
【法第68条第2項第2号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。	適	<p>変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適當であると認められる。</p>

## ●郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）（抜粋）

### （郵便約款）

第六十八条 会社は、郵便の役務に関する提供条件（料金及び総務省令で定める軽微な事項に係るものを除く。）について郵便約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 総務大臣は、前項の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の認可をしてはならない。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。

イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項

ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項

ハ 郵便に関する料金の收受に関する事項

二 その他会社の責任に関する事項

二 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと

### （審議会等への諮問）

第七十三条 総務大臣は、次に掲げる場合には、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるものに諮問しなければならない。

一 第六十七条第三項、第六十八条第一項又は第七十条第一項の規定による認可をしようとするとき。

二 第六十七条第二項第三号又は第七十条第三項第二号から第四号までの総務省令を制定し、又は改廃しようとするとき。

三 第七十一条の規定による命令をしようとするとき。

## ●郵便法第七十三条の審議会等を定める政令（平成十五年政令第八十三号）

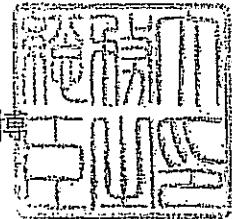
郵便法第七十三条の審議会等で政令で定めるものは、情報通信行政・郵政行政審議会とする。



諮詢第1030号  
平成21年12月2日

情報通信行政・郵政行政審議会  
会長 高橋 温殿

総務大臣 原口 一博



### 諮詢書

郵便事業株式会社代表取締役社長鍋倉眞一から、平成21年12月1日付け郵国郵第276号で、別添のとおり、郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づく郵便約款の変更の認可申請があった。

これについて審査した結果は、別紙のとおりであり、同条第2項各号の規定に適合したものと認められる。よって、同条第1項の認可をすることいたしたい。

上記について、同法第73条第1号の規定に基づき諮詢する。

## 郵便約款(国際郵便約款)の変更の認可申請の審査結果の概要

審査基準	審査結果	理由
<p>【施行規則第 26 条】</p> <p>会社は、法第 68 条第 1 項の規定により郵便約款の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 郵便約款（変更の認可の申請の場合は、新旧の対照を明示すること。）</li> <li>二 実施予定期日</li> <li>三 変更の認可の申請の場合は、変更を必要とする理由</li> </ul>	適	<p>郵便事業株式会社から提出された認可申請書には、施行規則第 26 条に定める事項が記載されていることから、認可申請書として適当なものと認められる。</p>
<p>【法第 68 条第 2 項第 1 号】</p> <p>1 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること</p>		
<p>イ この法律又はこの法律に基づく総務省令の規定により郵便約款で定めることとされている事項</p>	—	<p>従前と同様の取扱いであり、変更はない。</p>
<p>ロ 郵便物の引受け、配達、転送及び還付並びに送達日数に関する事項</p>	適	<p>変更申請の内容のうち、郵便物の引受けに関しては、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○「偽造又は海賊版の物品」等の国際郵便の禁制品とすること、</li> <li>○小包郵便物への私的文書の包有を可能とすること</li> <li>○伝染性物質の差出条件を変更することについて、郵便物の配達、転送及び還付に関しては、</li> <li>○損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのある内容品を棄却することがあること</li> <li>○保管期間が経過した外国来郵便物を差出人へ返送すること</li> <li>○本邦差立前の外国あて郵便物についても返還の対象とすること</li> </ul> <p>について明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。</p>

	ハ 郵便に関する料金の収受に関する事項	適	変更申請の内容のうち、郵便に関する料金の収受に関しては、配達不能理由が示されずに返送された書留及び保険付とした通常郵便物を料金返還の対象とすること並びに電子マネーによる国際郵便物の料金支払を可能とすることについて明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
	ニ その他会社の責任に関する事項	適	変更申請の内容のうち、その他会社の責任に関しては、小包、書留及び保険付以外の郵便物（無記録郵便物）を調査請求の対象から除外すること及び再度の調査請求を受理した場合の差出側の指定された事業体による損害賠償請求権を認めることについて明確に規定されており、その内容は条約等の規定に照らし適正なものであることから、適当であると認められる。
	【法第 68 条第 2 項第 2 号】 2 特定の者に対し不当な差別的取扱いをするものないこと。	適	変更申請の内容には、特定の者に対し不当な差別的取扱いをする規定は存在しないことから、適当であると認められる。

(別添)



郵国郵第276号  
平成21年12月1日

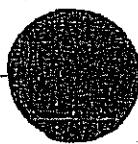
総務大臣

原口 一博 様

郵便事業株式会社

代表取締役社長

鍋倉 真一



郵便約款の変更認可申請書

郵便法（昭和22年法律第165号）第68条第1項の規定に基づき、国際郵便約款の変更の認可を受けたいので、申請します。

1 国際郵便約款  
別添新旧対照表のとおり。

2 実施予定期日  
平成22年1月1日

3 変更を必要とする理由  
万国郵便条約等の一部が改正されるため。

## 国際郵便約款 新旧対照表

※下線部分は改正部分

現行		改正案			
(用語の定義)		(用語の定義)			
<p>第3条 この約款において使用する用語は、郵便に関する条約及び法並びに法に基づく総務省令において使用する用語の例によるほか、次の用語についてはそれぞれ次の意味で使用します。</p>					
区 別		意 味			
(略)	(略)				
1.0 通関事業所	郵便物の通関事務を取り扱う事業所				
1.1 集配事業所	郵便物の集配事務を取り扱う事業所				
<p>(郵便物の所属)</p> <p>第6条 外国あて郵便物は、本邦若しくは名あて国の法令又は第10条（外国あて郵便物として差し出すことができないもの）(1)若しくは(2)に掲げる物を包有する郵便物が総務省令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国來郵便物も同様です。</p>					
<p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物（以下「EMS郵便物」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1) 優先郵便物及び非優先郵便物 (2) 書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物 (3) 点字郵便物 (4) 特別郵袋印刷物</p> <p>3 通常郵便物は、郵便物の取扱速度又は郵便物の内容品により分類され、当社は、外国あて郵便物に適用するものとして、郵便物の内容品による分類を選択します。</p> <p>4 前項に定める内容品による分類が適用される通常郵便物は、書状、郵便葉書、点字郵便物、印刷物、小形包装物及び特別郵袋印刷物とします。</p> <p>5 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、航空扱い、S A L扱い（通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限ります。）及び船便扱いを行います。</p> <p>6 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、第5章（特殊取扱）に定めるところにより特殊取扱を行います。</p> <p>(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもののほか、次に掲げるものは、これを外国あて郵</p>					
<p>(郵便物の所属)</p> <p>第6条 外国あて郵便物は、本邦若しくは名あて国の法令又は第10条（外国あて郵便物として差し出すことができないもの）第1項(1)若しくは(2)に掲げる物を包有する郵便物が総務省令に基づいて差し押さえられた場合又は当社が別に定める場合を除き、受取人に配達される時まで差出人に所属します。外国來郵便物も同様です。</p>					
<p>(国際郵便物)</p> <p>第9条 国際郵便物の種類は、通常郵便物、小包郵便物及び国際スピード郵便物（以下「EMS郵便物」といいます。）とします。</p> <p>2 当社は、次に定める通常郵便物の引受け（(1)を除きます。）、取扱い、運送及び配達を確保します。</p> <p>(1) 優先郵便物及び非優先郵便物 (2) 書状、郵便葉書、印刷物及び小形包装物 (3) 点字郵便物 (4) 特別郵袋印刷物</p> <p>3 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、航空扱い、S A L扱い（通常郵便物については、印刷物及び小形包装物に限ります。）及び船便扱いを行います。</p> <p>4 外国あて通常郵便物及び小包郵便物については、第5章（特殊取扱）に定めるところにより特殊取扱を行います。</p> <p>(外国あて郵便物として差し出すことができないもの)</p> <p>第10条 この約款に定める条件を満たさないもの又は詐欺行為を意図して若しくは支払うべき料</p>					

<p>便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1) <u>麻薬及び向精神薬</u>（医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国にあて小包郵便物として差し出されるものを除きます。）</p> <p>(2) <u>爆発性又は発火性の物質その他危険性のある物質及び放射性物質</u>（放射性物質及び生物学上の材料については、第101条（放射性物質）及び第102条（生物学上の材料）の規定に従って差し出されるものを除きます。）</p> <p>(3) <u>名あて国が郵送を許さない物品として定めるもの</u></p> <p>(4) <u>わいせつな又は不道徳な物品</u></p> <p>(5) <u>法令に基づき移動又は頒布が禁じられた物</u></p> <p>(6) <u>取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品</u>（第12条（外国あて郵便物の包装）に規定するところにより特別の包装をしたもの）を除きます。）</p> <p>(7) <u>生きた動物</u>（当社が別に定めるものを除きます。）</p> <p>(8) <u>特定の人における通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含みます。）以外の者の間で交換されるもの</u></p> <p>(9) <u>詐欺行為を意図して差し出されるもの</u></p> <p>(10) <u>支払うべき料金を故意に支払うことなく差し出されるもの</u></p> <p>2 前項(2)及び(3)に該当するものの品目は、当社が別に定めるところによります。</p> <p><b>(小包郵便物)</b></p> <p>第35条 小包郵便物は、特定の人における通信文を筆書きした書類以外の物（その物に添付する無封の添え状又は送り状を含みます。）を内容とする郵便物です。</p> <p>2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、第9章（責任）に定めるところによりその損害を賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(EMS郵便物)</b></p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 EMS郵便物については、第9章（責任）に定めるところにより、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償します。</p> <p>4・5 (略)</p>	<p>金を故意に支払うことなく差し出されるもののほか、次に掲げる物は、これを外国あて郵便物として差し出すことはできません。</p> <p>(1) <u>国際麻薬統制委員会が定める麻薬及び向精神薬並びに名あて国において禁止されているその他の不正な薬物</u>（麻薬及び向精神薬については、医療上又は学術上の目的で送付されることを認める国にあて小包郵便物として差し出されるものを除きます。）</p> <p>(2) <u>わいせつな又は不道徳な物品</u></p> <p>(3) <u>偽造又は海賊版の物品</u></p> <p>(4) <u>名あて国が郵送を許さない物品として定めるもの</u></p> <p>(5) <u>取扱者若しくは一般公衆に危害を及ぼし又は他の郵便物、郵便設備若しくは第三者の所有する財産を汚染し若しくは損傷するおそれのある物品</u>（第12条（外国あて郵便物の包装）に規定するところにより特別の包装をしたもの）を除きます。）</p> <p>(6) <u>特定の人における通信文を記載した書類であって、その差出人及び受取人（これらの者の同居人を含みます。）以外の者の間で交換されるもの</u>（記録文書を除きます。）</p> <p>(7) <u>次の爆発性又は発火性の物質、放射性物質及び危険物</u></p> <p>ア <u>爆発性又は発火性の物質その他危険物及び放射性物質</u>（放射性物質及び伝染性物質については、第101条（放射性物質）及び第102条（伝染性物質）の規定に従って差し出されるものを除きます。）</p> <p>イ <u>不活性の爆発装置及び不活性の軍用の弾薬</u>（不活性の擲弾、砲弾等を含みます。）並びにこれらの模造品</p> <p>(8) <u>生きた動物</u>（当社が別に定めるものを除きます。）</p> <p>(9) <u>法令に基づき移動又は頒布が禁じられた物</u></p> <p>2 前項(1)、(4)及び(7)のアに該当するものの品目は、当社が別に定めるところによります。</p> <p><b>(小包郵便物)</b></p> <p>第35条 小包郵便物は、特定の人における通信文を筆書きした書類その他の物を内容とする郵便物です。</p> <p>2 小包郵便物については、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、第9章（損害賠償）に定めるところによりその損害を賠償します。</p> <p>3 (略)</p> <p><b>(EMS郵便物)</b></p> <p>第38条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 EMS郵便物については、第9章（損害賠償）に定めるところにより、郵便業務の取扱中において亡失、盗取又は損傷した場合には、差出しの際差出人から当社に申出のあった損害要償額の全部又は一部を賠償します。</p> <p>4・5 (略)</p>
---	--

### 第3章 國際郵便に関する料金の支払及び返還

#### 第2節 料金の支払方法

##### (料金の返還)

第49条 既に支払われた國際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。

区別	返還される料金	請求期間
(略)	(略)	(略)
1.0 書留又は保険付としない 外國あて通常郵便物を損傷し たため差出人に返還した場合	差出しの際に支払われた 郵便物の料金及び特殊取扱 の料金	料金を支払った日から1 年
1.1 配達不能の理由が示され ていない小包郵便物が差出人 に返還された場合	差出しの際に支払われた 郵便物の料金及び特殊取扱 の料金	

2・3 (略)

##### (外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)

第64条 受取人不在のため配達できなかった外国来郵便物で、最初の配達日（受取人があらかじめその郵便物の配達を受け持つ事業所（以下この条において「配達事業所」といいます。）に旅行・その他の事由によって不在となる期間を届け出てる場合には、その期間（不在となる期間が3

### 第3章 國際郵便に関する料金の支払及び返還

#### 第2節 料金の支払方法

##### 第4款 クレジットカード払等

###### (クレジットカード払等)

第47条の2 國際郵便に関する料金（当社が別に定めるものに限ります。）を支払うべき者（以下この条において「支払義務者」といいます。）からの申出があり、かつ、その申出を当社が承認したときは、その料金の支払についてその支払義務者から委託を受けた者（当社が指定したものに限ります。）は、その支払義務者のために、その料金を支払い、又はその料金の支払に代えてその料金の額に相当する金額でその料金に係る金銭債権を買い取ることができます。この場合において、その委託を受けた者がその料金を支払い、又はその料金に係る金銭債権の買取代金を支払ったときは、その支払義務者がその料金を支払ったものとみなします。

###### (料金の返還)

第49条 既に支払われた國際郵便に関する料金は、次に掲げるものであって、かつ、それぞれ次に掲げる請求期間内において、これを支払った者（7の場合において受取人に損害賠償するものにあっては、受取人）からの請求があった場合に、これを返還します。

区別	返還される料金	請求期間
(略)	(略)	(略)
1.0 書留又は保険付としない 外國あて通常郵便物を損傷し たため差出人に返還した場合	差出しの際に支払われた 郵便物の料金及び特殊取扱 の料金	料金を支払った日から1 年
1.1 配達不能の理由が示され ていない書留若しくは保険付 とした通常郵便物又は小包郵 便物が差出人に返還された場 合	(1) 書留又は保険付とした 通常郵便物 差出しの際に支払われ た郵便物の料金及び特殊 取扱の料金 (2) 小包郵便物 差出しの際に支払われ た郵便物の料金及び特殊 取扱の料金並びに返還の 際に支払われた返送料	

2・3 (略)

##### (外国来郵便物の保管期間、保管開始期日及び保管期間経過後の取扱い)

第64条 受取人不在のため配達できなかった外国来郵便物で、最初の配達日（受取人があらかじめその郵便物の配達を受け持つ事業所（以下この条において「配達事業所」といいます。）に旅行・その他の事由によって不在となる期間を届け出てる場合には、その期間（不在となる期間が3

0日を超えるものにあっては、30日とします。)の満了の日)の翌日から起算して15日以内に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に配達不能の郵便物として取り扱います。ただし、差出人において郵便物の表面に「不在留置何日」その他受取人不在の場合の郵便物の留置期間(15日以内に限ります。)を表示してあるものについては、その期間経過後に配達不能の郵便物として取り扱います。

### 2・3 (略)

4 第2項の郵便物で、その保管期間内に受取人に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に配達不能の郵便物として取り扱います。

#### (規定違反の外国来郵便物の取扱い)

##### 第65条 (略)

2 前項以外の規定違反の外国来郵便物は、配達又は返送が禁止されるもの及び次項の規定により配達することができるものを除き、郵便物に表示された料金納付の印影により料金納付を受けた差出郵政庁に返送します。

3 前項の外国来郵便物は、取扱い上支障がないと認められる場合には、配達します。この場合において、その郵便物の差出しの際支払われた料金の額がその郵便物の属すべき種類の郵便物について郵便物に表示された料金納付の印影のある差出郵政庁が定める料金の額に満たないときは、その不足する金額を受取人に支払っていただきます。

#### (本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第66条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出郵政庁からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出郵政庁のいずれも承諾しない場合は、差出郵政庁に返送します。

#### (本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第67条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出郵政庁がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出郵政庁が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出郵政庁に返送します。

### 第5節 外国あて郵便物の返還

#### (外国から返送された郵便物の返還)

第71条 外国から返送された郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)

0日を超えるものにあっては、30日とします。)の満了の日)の翌日から起算して15日以内に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に配達不能の郵便物として取り扱います。ただし、差出人において郵便物の表面に「不在留置何日」その他受取人不在の場合の郵便物の留置期間(15日以内に限ります。)を表示してあるものについては、その期間経過後に配達不能の郵便物として差出人に返還します。

### 2・3 (略)

4 第2項の郵便物で、その保管期間内に受取人に配達することも交付することもできないものは、その期間経過後に配達不能の郵便物として差出人に返還します。

5 第1項又は第4項の規定により、差出人に返還すべき郵便物で、差出人不明その他の事由により返還することができないものについては、内国郵便約款第92条(返還できない郵便物の取扱い)に規定するところにより取り扱います。

#### (規定違反の外国来郵便物の取扱い)

##### 第65条 (略)

2 前項以外の規定違反の外国来郵便物は、配達又は返送が禁止されるもの及び次項の規定により配達することができるものを除き、郵便物に表示された料金納付の印影により料金納付を受けた差出側の指定された事業体(以下「差出事業体」といいます。)に返送します。

3 前項の外国来郵便物は、取扱い上支障がないと認められる場合には、配達します。この場合において、その郵便物の差出しの際支払われた料金の額がその郵便物の属すべき種類の郵便物について郵便物に表示された料金納付の印影のある差出事業体が定める料金の額に満たないときは、その不足する金額を受取人に支払っていただきます。

#### (本邦に居住する者の外国における通常郵便物の差出し)

第66条 本邦に居住する者が、外国において適用される一層有利な郵便料金の利益を受けるためにその外国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた通常郵便物は、その郵便物を内国郵便物とした場合にその郵便物が属すべき種類の内国郵便物の料金(以下この条において「内国料金」といいます。)の支払を差出人から受けるか、若しくは差出人から受けることができない場合は差出事業体からこれを受けて配達し、又は内国料金の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出人及び差出事業体のいずれも承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

#### (本邦に居住する者以外の者のその居住国以外の国における通常郵便物の差出し)

第67条 当社が別に定める国に居住する者が、その定める国以外の国において本邦あてに差し出し、又は差し出させた多量の通常郵便物は、差出事業体がその郵便物を配達するための費用に相当する報酬の額(以下この条において「報酬の額」といいます。)を支払う場合に配達し、又は報酬の額の支払を請求した日の翌日から起算して15日以内に差出事業体が報酬の額の支払を承諾しない場合は、差出事業体に返送します。

### 第5節 外国あて郵便物の返還

#### (外国あて郵便物の返還)

第71条 外国あて郵便物の差出人への返還については、次項から第4項までの規定によるほか、この章の第3節(外国来郵便物の配達)及び内国郵便約款第4章第6節(郵便物の返還)に規定

<p>遅)に規定するところにより取り扱います。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(危険物の処置)</p> <p>第73条 (略)</p>	<p>するところにより取り扱います。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(危険物等の処置)</p> <p>第73条 (略)</p> <p><u>2 前項に規定するほか、郵便物の内容品が、損壊又は腐敗の差し迫ったおそれのあるものであるときは、当社はその内容品を棄却することがあります。</u></p>
<p>(調査請求)</p> <p>第87条 調査請求は、国際郵便物（EMS郵便物を除きます。）に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p>	<p>(調査請求)</p> <p>第87条 調査請求は、小包郵便物、書留郵便物又は保険付郵便物に不着、内容品亡失、損傷、遅延、受取通知用紙の未受領等が発生した場合に、郵便物の差出人又は受取人の請求により、郵便物の取扱いについて調査する取扱いです。</p>
<p>2 (略)</p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、当社が別に定める国にあて又はその国から到着する普通通常郵便物の不着に関する調査請求は、受理しません。</u></p>	<p>2 (略)</p>
<p>(生物学上の材料)</p> <p>第102条 死滅しやすい又は変敗しやすい生物学上の材料を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税關の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、書留とする航空扱いの書状として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p>	<p>(伝染性物質)</p> <p>第102条 伝染性物質（人に影響を及ぼすA類の伝染性物質（危険物輸送に関する国連勧告において国連番号UN2814が割り当てられているものをいいます。）及び動物に影響を及ぼすA類の伝染性物質（同勧告において国連番号UN2900が割り当てられているものをいいます。）を除きます。以下同じとします。）を内容品とする外国あて郵便物は、当社が別に定める手続によりあらかじめ当社の承認を受けた研究機関が、その内容品についてあらかじめ税關の検査を受けたものを、当社が別に定める条件に適合することを条件として、当社が別に定める郵便物として差し出す場合に限り送付することができます。この取扱いをしない国については、第11条（国別の差出条件）に規定する国別の差出条件によります。</p>
<p>2・3 (略)</p> <p><u>第9章 責任</u></p> <p>(当社の責任)</p> <p>第107条 当社は、書留とする通常郵便物、保険付郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物の郵便業務の取扱中における亡失、盗取又は損傷について責任を負います。</p> <p>2 当社は、前項に規定する郵便物以外の郵便物については、<u>同項の</u>責任を負いません。</p> <p>3 (略)</p> <p><u>4 当社は、配達不能の理由が示されていない小包郵便物の返送を確保します。</u></p>	<p>(当社の責任)</p> <p>第107条 当社は、書留とする通常郵便物、保険付郵便物、小包郵便物及びEMS郵便物の郵便業務の取扱中における亡失、盗取又は損傷について責任を負います。</p> <p>2 当社は、前項に規定する郵便物以外の郵便物については、責任を負いません。</p> <p>3 (略)</p>
<p>(損害賠償の請求権者等)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、調査請求を受理した後、2か月以内に回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償等の手続を行います。この手続は、調査請求の送付が、電子的手段により行われた場合には、請求の受理後30日が経過したときから行います。</p>	<p>(損害賠償の請求権者等)</p> <p>第109条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当社は、調査請求を受理した後、2か月（調査請求の送付が、電子的手段により行われた場合又は同一郵便物について再度の調査請求が行われた場合には、30日とします。）以内に名あて側の指定された事業体から回答が得られないときは、必要に応じて、郵便物の損害賠償の手続を行</p>

います。

附 則(平成21年11月17日 郵国郵第276号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

(郵便物の取扱いに関する経過措置)

第2条 この改正の実施前に本邦において差し出され、又は本邦に到着した郵便物の取扱いについては、なお従前の例によります。